国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

#### 岩手県規則第2号

国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則

国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則(平成14年岩手県規則第100号)の一部を次のように改正する。

改正前

(保険財政広域化支援事業貸付金の貸付けの申請)

- 第2条 国民健康保険広域化等支援基金(以下「基金」という 。) から市町村の合併その他国民健康保険事業の運営の広域 化を行うために貸付金の貸付けを受けようとする市町村(国 民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合を含む。以下同 じ。)は、当該年度の2月末日までに、保険財政広域化支援 事業貸付金借入申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添 えて知事に提出しなければならない。
  - (1) 保険料(税)平準化計画(様式第2号)
  - (2) その他知事が必要と認める書類

(保険財政自立支援事業貸付金の貸付けの申請)

- 第3条 基金から国民健康保険事業の財源に不足を生ずると見 込まれるため貸付金の貸付けを受けようとする市町村は、当 該年度の2月末日までに、保険財政自立支援事業貸付金借入 申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出 しなければならない。
  - (1) 保険財政安定化計画(様式第4号)
  - (2) その他知事が必要と認める書類

(貸付けの決定)

### 第4条 [略]

- 2 前項の通知を受けた市町村が、貸付金の貸付けを受けよう とするときは、保険財政広域化支援事業(保険財政自立支援 事業)貸付金請求書(様式第5号)を知事に提出しなければ ならない。
- 第6号)を知事に提出しなければならない。

(貸付金の償還)

- 第5条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、貸付けを受けた日 の属する会計年度の翌々年度以降3年度間において償還しな ければならない。
- 2 [略]

(償還期限の延期)

#### 第6条 「略]

2 前項の規定により市町村が償還期限の延期を求めるときは │2 前項の規定により市町村が償還期限の延期を求めるときは

改正後

(保険財政広域化支援事業貸付金の貸付けの申請)

第2条 国民健康保険広域化等支援基金(以下「基金」という 。)から市町村の合併その他国民健康保険事業の運営の広域 化を行うために貸付金の貸付けを受けようとする市町村(国 民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合を含む。以下同 じ。)は、当該年度の2月末日までに、別に定める様式によ る保険財政広域化支援事業貸付金借入申請書その他別に定め る書類を知事に提出しなければならない。

(保険財政自立支援事業貸付金の貸付けの申請)

第3条 基金から国民健康保険事業の財源に不足を生ずると見 込まれるため貸付金の貸付けを受けようとする市町村は、当 該年度の2月末日までに、別に定める様式による保険財政自 立支援事業貸付金借入申請書その他別に定める書類を知事に 提出しなければならない。

(貸付けの決定)

# 第4条 [略]

- 2 前項の通知を受けた市町村が貸付金の貸付けを受けようと するときは、別に定める様式による保険財政広域化支援事業 (保険財政自立支援事業) 貸付金請求書を知事に提出しなけ ればならない。
- 3 貸付金の貸付けを受けた市町村は、直ちに借用証書(様式 │ 3 貸付金の貸付けを受けた市町村は、直ちに別に定める様式 による借用証書を知事に提出しなければならない。

(貸付金の償還)

- 第5条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、当該貸付金を貸付 けを受けた日の属する会計年度の翌々年度以降5年度間にお いて償還しなければならない。
- 2 [略]

(償還期限の延期)

## 第6条 「略]

- 、償還期限の20日前までに、保険財政広域化支援事業(保険 財政自立支援事業)貸付金償還期限延期申請書(様式第7号 )を知事に提出しなければならない。
- 3 [略]

(繰上償還)

第7条 [略]

- 「略]
- 3 前項の規定に基づき市町村が繰上償還をしようとするとき は、繰上償還をしようとする日の20日前までに、保険財政広 域化支援事業(保険財政自立支援事業)貸付金繰上償還通知 書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(債務の承継)

第8条 市町村が、貸付けを受けた貸付金に係る債務の全部又 は一部について法令の規定により承継したときは、当該承継 により債務を負担した市町村は、保険財政広域化支援事業( 保険財政自立支援事業)貸付金債務承継通知書(様式第9号 )を遅滞なく知事に提出しなければならない。

(名称の変更)

第9条 市町村は、貸付金の貸付けを受けようとする場合又は |第9条 市町村は、貸付金の貸付けを受けようとする場合又は 貸付けを受けた場合において、当該市町村の名称を変更した ときは、市町村名称変更通知書(様式第10号)を遅滞なく知 事に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

- 第10条 知事は、保険財政広域化支援事業(保険財政自立支援 事業)貸付金貸付台帳(様式第11号)を備え付けておいて、 常に貸付金の貸付状況及び償還の状況を明らかにしておかな ければならない。
- 2 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村は、保険財政広域 化支援事業 (保険財政自立支援事業) 貸付金借入台帳 (様式 第11号)を備え付けておいて、常に貸付金の借入状況及び償 還の状況を明らかにしておかなければならない。

(交付の申請)

- 第11条 基金から国民健康保険事業の運営の広域化のために必 要な経費に充てるため、交付金の交付を受けようとする市町 村は、当該年度の2月末日までに、保険財政広域化支援事業 交付金交付申請書 (様式第12号) に次に掲げる書類を添えて 知事に提出しなければならない。
  - (1) 交付金所要額計算書(様式第13号)
  - (2) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第12条 [略]

- 、償還期限の20日前までに、別に定める様式による保険財政 広域化支援事業(保険財政自立支援事業)貸付金償還期限延 期申請書を知事に提出しなければならない。
- [略]

(繰上償還)

第7条 [略]

- 「略〕
- 3 前項の規定に基づき市町村が繰上償還をしようとするとき は、繰上償還をしようとする日の20日前までに、別に定める 様式による保険財政広域化支援事業(保険財政自立支援事業 )貸付金繰上償還通知書を知事に提出しなければならない。 (債務の承継)
- 第8条 市町村が、貸付けを受けた貸付金に係る債務の全部又 は一部について法令の規定により承継したときは、当該承継 により債務を負担した市町村は、別に定める様式による保険 財政広域化支援事業(保険財政自立支援事業)貸付金債務承 継通知書を遅滞なく知事に提出しなければならない。

(名称の変更)

貸付けを受けた場合において、当該市町村の名称を変更した ときは、別に定める様式による市町村名称変更通知書を遅滞 なく知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

- |第10条 知事は、別に定める様式による保険財政広域化支援事 業(保険財政自立支援事業)貸付金貸付台帳を備え付けてお いて、常に貸付金の貸付状況及び償還の状況を明らかにして おかなければならない。
- 2 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村は、別に定める様 式による保険財政広域化支援事業(保険財政自立支援事業) 貸付金借入台帳を備え付けておいて、常に貸付金の借入状況 及び償還の状況を明らかにしておかなければならない。

(交付の申請)

第11条 基金から国民健康保険事業の運営の広域化のために必 要な経費に充てるため、交付金の交付を受けようとする市町 村は、当該年度の2月末日までに、別に定める様式による保 険財政広域化支援事業交付金交付申請書その他別に定める書 類を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第12条 [略]

- 2 前項の通知を受けた市町村が、交付金の交付を受けようとするときは、保険財政広域化支援事業交付金請求書<u>(様式第</u>14号)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の通知を受けた市町村が、交付金の交付を受けようと するときは、<u>別に定める様式による</u>保険財政広域化支援事業 交付金請求書を知事に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第14号までを削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第5条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に貸付けを決定する貸付金について適用し、施行日前に貸付けを決定した貸付金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則に規定する別に定める様式は、施行日以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。